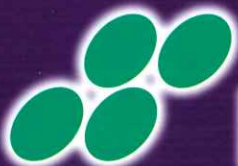
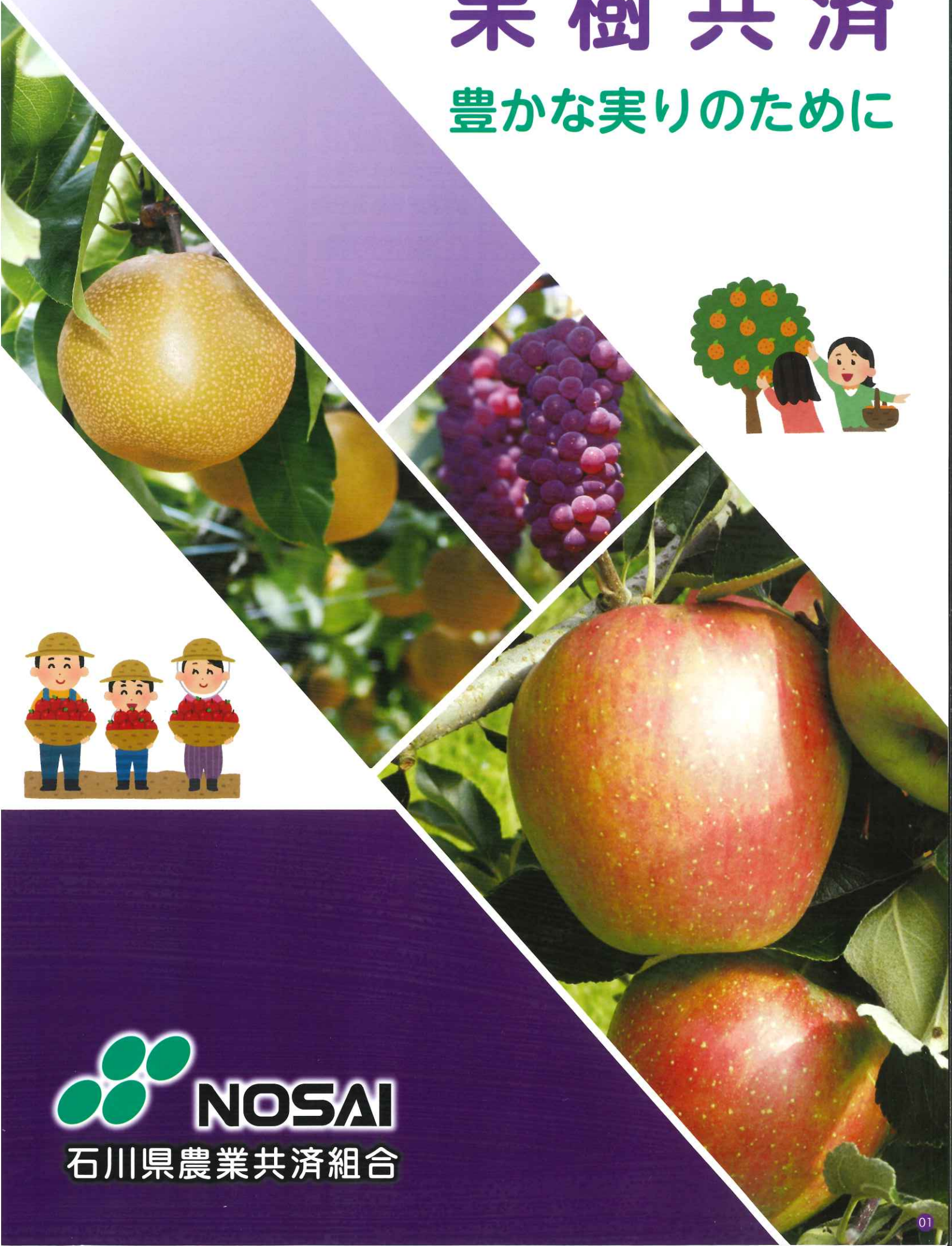


果樹共済

豊かな実りのために



NOSAI

石川県農業共済組合

01 対象となるのは

りんご、ぶどう、なし、かき、くりの5樹種で、主な品種は次のとおりです。

果樹名	1類	2類	3類
りんご	つがる、さんさ等	秋星、秋映等	ふじ、王林、王鈴等
ぶどう	デラウェア等		巨峰等
なし	新水、幸水、愛甘水等	豊水、二十世紀、あきづき等	新高、新興、南水等
かき		渋がきの品種	
くり	全品種		

※ 品種、栽培方法等に応じて定めた区分のこと

02 加入できるのは

- 果樹の類区分ごとに、5a以上栽培している農業者です。(農業法人・生産組織を含む)
- 加入については、果樹の種類ごとに、その類区分ごとの面積が加入面積基準(5a)を上回るものは、すべて加入する必要があります。

03 対象となる共済事故

風水害、ひょう害、干害、寒害、雪害、暖冬害、凍霜害、冷害、冷湿害、雨害湿潤害、雷害、その他気象上の原因(地震及び噴火を含む)による災害、地すべりの害、火災、病虫害及び鳥獣害

04 共済責任期間

半相殺減収総合一般方式	花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫期まで(約1年半)
全相殺減収方式	
帳簿全相殺減収総合方式	
地域インデックス方式	
半相殺減収総合短縮方式	発芽期から収穫期まで(約半年)

05 加入申し込み期間

果樹名	半相殺減収総合短縮方式	全相殺減収方式・帳簿全相殺減収方式・半相殺減収総合一般方式・地域インデックス方式
りんご	2月1日～2月20日	4月1日～5月1日
ぶどう		
なし		
かき	2月1日～3月1日	5月1日～6月10日
くり	2月1日～3月10日	

06 選択できる引受方式

引受方式	内容	支払開始割合	補償限度割合
全相殺減収方式 ^(※1)	農業者ごとに最近5か年の出荷実績を基に設定した基準収穫量に対して、当該年産の果実の出荷量が右欄の支払開始割合を超えて減収したときに共済金を支払います	2割	7割
帳簿全相殺減収総合方式 ^(※2)	農家ごとに最近5か年の青色申告書又は白色申告書及びその関係書類等に記載の収穫量を基に設定した基準収穫量に対して当該年産の果実の収穫量が右欄の支払開始割合を超えて減収したときに共済金を支払います。	3割	6割
半相殺方式 減収総合方式	一般方式	3割	7割
	短縮方式	4割	6割
地域インデックス方式	上記の一般方式と同じ内容で共済責任期間の短いものをいいます	5割	5割
		1割	9割
		2割	8割
		3割	7割

※1 JA等の出荷資料から収穫量が適正に把握できる農家(おおむね全量を出荷している農家で、最近5か年の生産量が農協等の出荷資料で確認できる場合)農家が選択できます。

※2 栽培する果樹に係る収穫量が農家の青色申告書又は白色申告及びその関係書類等により適正に確認できる農家が選択できます。

07 共済金額

共済金額とは補償金額のことで、次のように計算されます。

$$\text{共済金額} = \text{単位(kg)あたり価額} \times \text{標準収穫量} \times \text{付保割合(補償割合)}$$

- 果実の単位(kg)あたり価額は、毎年農林水産大臣が定めます。
- 全相殺方式の標準収穫量は、農業者ごとに最近5か年の出荷実績又は青色申告を基に決定します。
- 帳簿全相殺方式は農家ごとに、青色申告書又は白色申告書及びその関係書類等に記載の収穫量を基に決定します。
- 半相殺方式の標準収穫量は樹園地ごとに設定します。標準収量表(品種、栽培条件や植栽形態等の要因ごとに、果樹の樹齢別の10a当たりまたは1本当たりの平均収量を示した表)を基礎として、園地条件、肥培管理条件、損害評価実績等を参照して決定します。
- 地域インデックス方式の標準収穫量は、統計単位地域(県)の最近5か年の統計単収を基に決定します。
- 付保割合(補償割合)は4割以上、06で選択した補償限度割合以下の範囲で選択できます。



共済掛金は、次のように算出されます。

$$\text{農家負担掛金} = \text{共済金額} \times \text{危険段階別共済掛金率} - \text{国庫負担(共済掛金の2分の1)}$$

※ 別途、賦課金が加算されます

- 共済掛金の2分の1を国が負担します。
- りんご、ぶどう、なし、かきでは、特定の防災施設(防風ネット等)を用いて栽培している場合、共済掛金の割引(防災施設割引)があります。



共済金は、次のように算出されます。

$$\text{損害割合} = \text{減収量} \div \text{基準収穫量}$$

$$\text{共済金の支払額} = \text{共済金額} \times \text{支払割合}(\%)$$

* 損害割合ごとの支払割合は下の表を参照

損害割合ごとの支払割合 (最高補償限度割合を選択した場合)

損害割合	10%	11%	20%	21%	30%	31%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
半相殺減収総合一般方式	-	-	-	-	0%	1%	14%	29%	43%	57%	71%	86%	100%
半相殺減収総合短縮方式	-	-	-	-	0%	1%	14%	29%	43%	57%	71%	86%	100%
全相殺減収方式	-	-	0%	1%	13%	14%	25%	38%	50%	63%	75%	88%	100%
帳簿全相殺減収方式	-	-	0%	1%	13%	14%	25%	38%	50%	63%	75%	88%	100%
地域インデックス方式	0%	1%	11%	12%	22%	23%	33%	44%	55%	66%	77%	88%	100%

果樹共済重要事項(抜粋)

お申し込みの際は、以下の事項を改めてご確認ください

- 加入申込書は共済目的の種類ごとに定められた期日までに提出してください
- 加入申込書の内容に変更が生じた際に通知を怠った場合、共済金の支払いができない場合があります
- 栽培管理が悪く事故の発生が確実と思われる場合や、栽培方法が通常のものとは異なる場合、新品種の果樹等で標準収穫量や価額の適正な設定ができない場合は、引受できないことがあります
- 通常すべき管理やその他損害防止を怠った場合、肥培管理の粗放もしくは不行き届きにより減収したと認められる場合は、免責や分割により共済金が減額となることがあります
- 事故発生時には事故発生通知をお願いします。また共済金支払対象になると思われる被害の場合には損害通知をお願いします。通知がないと、共済金の支払いができない場合があります
- 損害評価にあたっては、実測等を行うために園地に入りますのでご了承ください
- 大災害が発生し、組合の財政財源に不足が生じたときは、共済金の支払額が削減されることがあります